

## 告 示

### 埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年五月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年五月十九日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相原秀行

<p>和光志木線</p>	<p>路線名</p>
<p>和光市新倉一丁目四二八五番一地先から同市新倉一丁目四二九二番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和二年五月十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長九三・二〇メートル</p>	<p>備考 平成三十年六月五日付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第三号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。</p>